

29原第181号
平成29年9月8日

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所1号機の廃止措置に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成28年12月26日付け原子力発第16288号により事前協議のあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く要請します。

記

1 廃止措置期間中の安全確保等について

廃止措置に当たっては、安全確保を大前提として、適切な実施体制を維持しつつ、国内外の知見や今後の新しい知見、技術を取り入れながら、計画の改善を積極的に図ること。

また、安全に廃止措置を行うという観点だけでなく、今後の原子力安全につなげる研究を行うよう検討すること。

2 低レベル放射性廃棄物の処分について

廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分先については、現時点において明確にされていない。確実に取組みを進めていかなければならない重要な課題であるとの認識のもと、責任を持って真摯に取り組むこと。

3 今後の廃止措置状況の段階的な確認について

今後、四国電力は、第1段階において、第2段階以降に実施する廃止措置の技術的な検討を進めていくこととなるが、各段階における詳細なプロセスや進捗状況などについて、適切な時期及び間隔で、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会に報告すること。

4 廃止措置に関する技術開発及び地域振興対策について

廃止措置に関する技術開発研究・人材の育成、さらには地元の経済発展や雇用の促進に繋がる地域振興対策についても特段の配慮を行うこと。